

甲州市議会における災害発生時の対応要領

平成25年10月8日制定

令和元年8月26日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、甲州市において地震等の災害が発生したときに、甲州市議会が甲州市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 甲州市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、甲州市議会内に甲州市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

(本部の構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、総務文教常任委員会、厚生経済常任委員会、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の委員長をもって充てる。

5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充てる。

(本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否等の確認を行うこと。

(2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。

(3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。

(4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。

(5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。

(6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。

(2) 本部より情報の提供を受けること。

(3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。

(4) 各地域における活動に協力すること。

(5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(災害発生時の参集)

第6条 本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、地震その他の事象により、市域において大規模な災害が発生すると思料するときは、本部長が別に定める基準に従い、甲州市議会（本部長が指定する場所）に参集するものとする。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務局長は、市災害対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行う。

(2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年10月8日から施行する。

この要領は、令和元年8月26日から施行する。

大規模災害発生時の甲州市議会議員の参集基準

1. 初動時の参集基準

「甲州市議会における災害発生時の対応要領」第6条の規定による参集基準は、次の通りとする。

(1) 地震発生時

市の配備種別（震度・状況等）	参集する者	参集場所
第2配備（震度5弱・5強）	本部長、副本部長	甲州市議会 (指定場所)
第3配備（震度6弱以上）	本部長、副本部長、本部役員	
市が災害対策本部を設置したとき	(市議会災害対策支援本部を設置)	
本部長から指示があったとき	本部員 (全議員が災害対策支援本部に参集)	

(2) その他（大雨、洪水、暴風雪等）

市の配備種別（状況等）	参集する者	参集場所
第2配備	本部長、副本部長	甲州市議会 (指定場所)
市が災害対策本部を設置したとき	本部長、副本部長、本部役員 (市議会災害対策支援本部を設置)	
本部長から指示があったとき	本部員 (全議員が災害対策支援本部に参集)	

2. 参集時の服装・携行品

作業服、帽子、長靴とし、必要に応じて法被、雨具、手袋、懐中電灯、筆記用具、個人用の食料や飲料水等を携行する。